

## 延滞金の計算方法

延滞金は納期限の翌日から計算します。

(端数計算)

一つの納期(期月)ごとに計算します。

- ・ 税額または納入金額の全額が2,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。
- ・ 税額または納入金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- ・ 延滞金の算出後、その額が1,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。
- ・ 延滞金の算出後、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

(計算式)

1か月経過する日までの期間の延滞金(A) =

$$\text{税額または納入金額 (1,000円未満切り捨て)} \times (\text{ア}) \times a \div 365$$

1か月経過後完納日までの期間の延滞金(B) =

$$\text{税額または納入金額 (1,000円未満切り捨て)} \times (\text{イ}) \times (b - a) \div 365$$

(A) + (B) = 延滞金計 (1,000円未満のときは全額切り捨て、1,000円以上のときは100円未満切り捨て)

- ※(ア)・・・納期限の翌日から1ヶ月以内の延滞金割合
- ※(イ)・・・納期限の翌日から1ヶ月を経過した日以降の延滞金割合
- ※a・・・納期限の翌日から1か月間の日数
- ※b・・・納期限の翌日から完納日までの日数

### ○延滞金の割合(平成26年1月1日以降)

1. 納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、年「7.3%」と「特例基準割合(※)+1%」のいずれか低い割合を適用することとなり、下表(ア)の割合が適用されます。

2. 納期限の翌日から1ヶ月を経過する日の翌日以後については、年「14.6%」と「特例基準割合(※)+7.3%」のいずれか低い割合を適用することとなり、下表(イ)の割合が適用されます。

期間	割合	
	(ア)	(イ)
平成26年1月1日～ 平成26年12月31日	2.9%	9.2%
平成27年1月1日～ 平成28年12月31日	2.8%	9.1%
平成29年1月1日～ 平成29年12月31日	2.7%	9.0%
平成30年1月1日～ 平成30年12月31日	2.6%	8.9%
2019年1月1日～ 2019年12月31日	2.6%	8.9%

○延滞金の割合(平成 25 年 12 月 31 日以前)

1. 納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年「7.3%」と「特例基準割合(※)」のいずれか低い割合を適用することとなり、下表のとおりとなります。
2. 納期限の翌日から 1 月を経過する日の翌日以後については、年 14.6%が適用されます。

期間	割合
平成 11 年 12 月 31 日以前	7.3%
平成 12 年 1 月 1 日～平成 12 年 12 月 31 日	4.5%
平成 13 年 1 月 1 日～平成 13 年 12 月 31 日	4.5%
平成 14 年 1 月 1 日～平成 14 年 12 月 31 日	4.1%
平成 15 年 1 月 1 日～平成 15 年 12 月 31 日	4.1%
平成 16 年 1 月 1 日～平成 16 年 12 月 31 日	4.1%
平成 17 年 1 月 1 日～平成 17 年 12 月 31 日	4.1%
平成 18 年 1 月 1 日～平成 18 年 12 月 31 日	4.1%
平成 19 年 1 月 1 日～平成 19 年 12 月 31 日	4.4%
平成 20 年 1 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日	4.7%
平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日	4.5%
平成 22 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日	4.3%
平成 23 年 1 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日	4.3%
平成 24 年 1 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日	4.3%
平成 25 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日	4.3%

※特例基準割合とは

(1) 平成 25 年 12 月 31 日まで:各年の前年の 11 月 30 日現在の商業手形の基準割引率(従来の公定歩合)に、年 4%の割合を加算した割合

(2) 平成 26 年 1 月 1 日以後:各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの、国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利をともに、財務大臣が告示する割合に、年 1%を加算した割合